



厚生労働省発基安0322第24号

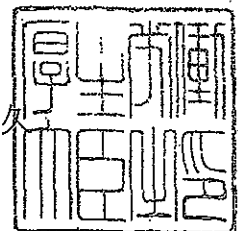
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年 3月22日

厚生労働大臣 田村 憲久



電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 電離放射線障害防止規則の一部改正

一 事故由来廃棄物等（事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。）により一定の程度を超えて汚染された物をいう。以下同じ。）の処分の業務を行う事業の事業者（以下「処分事業者」という。）について、次のとおりとすること。

（一）汚染の防止に係る義務を除き、現行の電離放射線障害防止規則により事業者一般に課されている管理区域の明示、施設における線量の限度の遵守、労働者の被ばく線量の限度の遵守、被ばく線量の測定、線量の測定結果の確認及び記録等、事故時の緊急措置の実施、作業環境測定の実施、健康診断の実施、放射線測定器の備付け等を義務付けること。

（二）汚染の防止のため、次の措置を義務付けること。

ア 施設の基準等

1 事故由来廃棄物等の処分の業務を行う事業場の境界を標識によって明示すること。

2 密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、取り扱う物の性状に応じ、汚染を防止するための一定の基準に適合する専用の作業施設を設け、その施設内で行う等の措置を講じること。

3 2の施設の外で、事故由来廃棄物等又は汚染物の破碎、選別等を行うときは、取り扱う物の性状に応じ、汚染を防止するための一定の基準に適合する設備で行う等の措置を講じること。

4 2の施設の外で、事故由来廃棄物等又は汚染物の運搬を行うときは、一定の基準に適合する容器を用いる場合等を除き、汚染を防止するための一定の基準に適合する設備で行う等の措置を講じること。

5 2から4までの施設及び設備からの排気又は排液の浄化等を行うときは、排気又は排液による汚染の防止するための一定の基準に適合する施設で行う等の措置を講じること。

6 事故由来廃棄物等の貯蔵、埋立てを行うときは、外部と区画される等の一定の基準に適合する施設で行う等の措置を講じること。

7 事故由来廃棄物等を焼却するときは、気体が漏れるおそれがない等の一定の基準に適合する施設

で行う等の措置を講じること。

8 2及び6の施設については、一週間ごとの実効線量を一定の基準以下とし、2の施設を除く事業場内については、空気中の放射性物質の濃度を一定基準以下にすること。

イ 汚染検査等

1 管理区域の出口に汚染検査場所を設け、当該区域から退去する労働者の身体及び装具の汚染の状態を検査し、一定の基準を超えて汚染された労働者に洗身をさせる等の措置を講じること。

2 管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に1の場所で汚染の状態を検査し、ア4の設備により運搬する場合等を除き、一定の基準を超えて汚染された物品を持ち出さないこと。

3 粉状又は液状の事故由来廃棄物等により汚染が生じたときは、直ちに、汚染の拡大を防止する措置を講じ、その汚染の程度を一定の基準以下とする等の措置を講じること。

4 ア2の施設内の床、壁等で、労働者が触れるおそれのある部分について、一月を超えない期間ごとに検査し、その汚染の程度を一定の基準以下とする等の措置を講じること。

ウ 保護具の使用等

1 事故由来廃棄物等を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、有効な保護衣類等を労働者に使用させること。

2 一定の基準を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、有効な保護衣類等を労働者に使用させる等の措置を講じること。

3 一定の基準を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるときは、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させる等の措置を講じること。

4 ア2の施設内で労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を労働者に使用させる等の措置を講じること。

5 1から4までの保護具等が一定の基準を超えて汚染されたときは、当該基準以下となるまでは労働者に使用させないこと。

6 ア2の施設等の一定の作業場での労働者の喫煙及び飲食を禁止する等の措置を講じること。

7 事故由来廃棄物等又は汚染物の貯蔵、運搬、埋立て等を行うときは、ア2の施設内で取り扱う場合等を除き、一定の基準に適合する容器を用いること。

8 スコップ等の用具に、事故由来廃棄物等の取扱いに用いる旨を表示し、他の用途に用いない等の措置を講じること。

(三) 放射性物質汚染対処特措法に規定する除染特別地域又は汚染状況重点調査地域においては、(二)の特例として、次のとおりとすること。

ア 労働者の身体の汚染を防止する措置や粉じんの発散を抑制する措置等を講じて除去土壌の埋立てを行うときは、(二ウ7の容器の使用義務の対象としないこと。また、この場合の埋立施設には、(二ア2の施設の基準を適用しないこと。

イ (二イ1にかかわらず、身体等及び物品の汚染検査場所については、事業場の出口に設けることで足りるとすること。

ウ (二イ1及び2にかかわらず、身体等及び物品の汚染検査の結果、洗身等の実施や持出し禁止の対象となる汚染の基準については、除染特別地域又は汚染状況重点調査地域の汚染の基準と同程度とすること。

エ (二イ3にかかわらず、屋外であつて、周囲が(二イ3の基準を超えて汚染されている場所で汚染が生

じたときの汚染の除去については、周囲と同程度以下まで行うことで足りるとすること。

(四) (一)から(三)までのほか、次の措置を義務付けること。ただし、イは元方事業者に該当する者がいる場合は、元方事業者に限ること。

ア 事故由来廃棄物等の処分を行うときは、使用する設備の操作、作業の方法等に関する作業規程を定め、これにより作業を行うとともに、関係労働者に周知すること。

イ 事故由来廃棄物等に汚染された設備の修理、点検等の作業を行うときは、事前に所轄労働基準監督署長に作業届を提出すること。

ウ 事故由来廃棄物等の処分の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、電離放射線の生体への影響、作業の方法等に関する知識や設備の取扱い等に関する実技について、特別の教育を行うこと。

エ (二)ア2の施設について、作業環境測定を行うこと。

二 (二)イ1及び2の汚染検査の実施の対象、(二)ウ3の呼吸用保護具の着用の対象については、現行の電離放射線障害防止規則の適用を受ける事業者一般についても同様とすること。

三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成二十五年七月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。

三 関係省令について所要の規定の整備を行うこと。